



2022年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社ドウシシャ  
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 正幸  
コ ー ド 番 号 7483 東証プライム市場  
問 合 せ 先 執行役員 加藤 公彦  
(TEL: 06-6121-5678)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の当社第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は、期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2022年6月29日（水曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 2022年6月29日（水曜日） |

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～32. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>33.</u> 以上各号に付帯する一切の事業。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～32. (現行どおり)</p> <p><u>33. 電子商取引事業</u></p> <p><u>34.</u> 以上各号に付帯する一切の事業</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、<b>2022年9月1日</b>から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<b>2022年9月1日</b>から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、<b>2022年9月1日</b>から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>